	第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の作成
（略）	（略）

	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成
（略）	（略）

○厚生労働省令第三十号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

厚生労働大臣　根本　匠

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　人件費算定基礎額　二百六十五万二千円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表第一(1)、(3)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　物件費算定基礎額　百十七万四千円に、市町村の地域の区分による別表第一(2)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三・四　（略） **別表第一**（第一条関係） (1)　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分／係数 1級地　0.065 2級地　0.064 3級地　0.063 4級地　0.062 5級地　0.061 6級地　0.059 7級地　0.058 無級地　0.057 備考　（略） (2)～(4)　（略）	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　人件費算定基礎額　二百六十八万五千円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表第一(1)、(3)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　物件費算定基礎額　百二十七万千円に、市町村の地域の区分による別表第一(2)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三・四　（略） **別表第一**（第一条関係） (1)　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分／係数 1級地　0.069 2級地　0.067 3級地　0.067 4級地　0.065 5級地　0.065 6級地　0.063 7級地　0.061 無級地　0.060 備考　（略） (2)～(4)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成三十年度分の事務費交付金から適用する。